

～ねんきん定期便の送付について～

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行され被用者年金制度は一元化されました。

この被用者年金制度の一元化後は、現に加入している（または最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から「ねんきん定期便」を送付することとなりました。

この「ねんきん定期便」は毎年誕生日（1日生まれの方は誕生日の前月）に送付（初回は、本年12月に12月生まれの方に送付）します。

<公的年金制度と被保険者種別と送付する実施機関>

公的年金制度と被保険者種別	「ねんきん定期便」を送付する実施機関
国民年金の第1号被保険者および第3号被保険者 厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	日本年金機構（厚生労働大臣から受託）
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者 （国家公務員共済組合の組合員）	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者 （地方公務員共済組合の組合員）	地方職員共済組合（地方共済事務局・団体共済部） 公立学校共済組合 警察共済組合 東京都職員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 （指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、 都市職員共済組合）
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者 （私立学校教職員共済制度の加入者）	日本私立学校振興・共済事業団

1 通知内容

(1) 50歳未満の者

- ① これまでの年金加入期間
- ② これまでの加入実績に応じた年金額
- ③ （参考）これまでの保険料納付額（累計額）
- ④ 最近の国民年金（第1号・第3号）納付状況・厚生年金保険の月別状況

(2) 50歳以上の者

- ① これまでの年金加入期間
- ② 老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）
- ③ （参考）これまでの保険料納付額（累計額）
- ④ 最近の国民年金（第1号・第3号）納付状況・厚生年金保険の月別状況

(3) 35歳、45歳の者

- ① これまでの年金加入期間
- ② これまでの加入実績に応じた年金額（年額）

- ③ (参考) これまでの保険料納付額 (累計額)
- ④ これまでの年金加入履歴
- ⑤ これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況
- ⑥ これまでの国民年金保険料の納付状況

(4) 59歳の者

- ① これまでの年金加入期間
- ② 老齢年金の見込額
- ③ (参考) これまでの保険料納付額 (累計額)
- ④ これまでの年金加入履歴
- ⑤ これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況
- ⑥ これまでの国民年金保険料の納付状況

	50歳未満 の者	50歳以上 の者	35歳、45歳 の者	59歳の者
① これまでの年金加入期間	○	○	○	○
② これまでの加入実績に応じた年金額	○		○	
③ 老齢年金の種類と見込額 (1年間の受取見込額)		○		○
④ (参考) これまでの保険料納付額 (累計額)	○	○	○	○
⑤ 最近の国民年金 (第1号・第3号) 納付状況・ 厚生年金保険の月別状況	○	○		
⑥ これまでの年金加入履歴			○	○
⑦ これまでの厚生年金保険における標準報酬月 額などの月別状況			○	○
⑧ これまでの国民年金保険料の納付状況			○	○

2 送付物・送付方法・スケジュール

(1) 送付物

- ① 50歳未満の者
圧着ハガキ
- ② 50歳以上の者
圧着ハガキ
- ③ 35歳、45歳の者
封書 (通知・パンフレットを同封しています。)
- ④ 59歳の者
封書 (通知・パンフレットを同封しています。)

(2) 送付方法とスケジュール

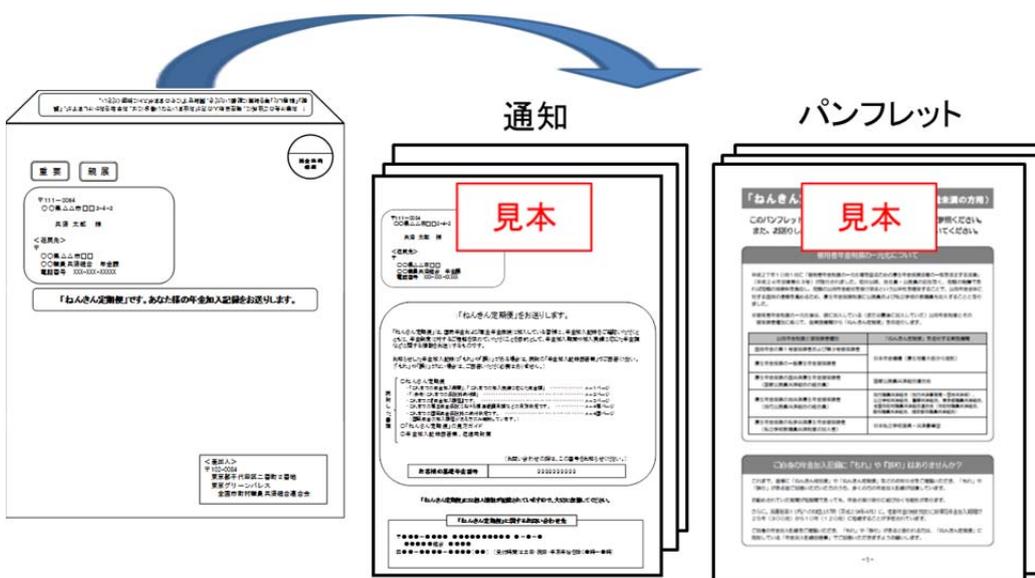
毎年、誕生月の16日頃 (16日が休日の場合は翌営業日) に (1) の①から④の区分ごとに、全国市町村職員共済組合連合会から直送されます。

<イメージ>

○50歳未満の者、50歳以上の者
 圧着ハガキを送付します。



○35歳、45歳の者、59歳の者
 封筒（角2）に通知とパンフレットを同封して送付します。



3 相談について

通知された内容について相談がある場合は、次の相談窓口までお問い合わせください。

<相談窓口>

佐賀県市町村職員共済組合 年金課 TEL：0952-29-0333